第29集

人権啓発冊子

ひまわり

【テーマ】感染症と人権

ひまわり

花言葉（献身）が「人権」のイメージに合うことや、太陽に向かって成長していくところが子どもたちの心身の成長の姿と重なることなどから、人権のシンボルとされています。

春日市

令和2年4月7日、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、緊急事態宣言が発令されました。

まだ記憶に新しい**緊急事態宣言**。外出自粛や在宅ワークに始まり、ウイルスと共存するための**「新しい生活様式」**が実践されはじめています。新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大に人々は大きな不安を感じ、ウイルスを連想させるものへの嫌悪・偏見が人と人との間の連帯感や信頼感を壊し、今、**新たな差別事象が発生**しています。

新たな差別事象

感染症による差別は、これまでも起こっています

私たちのまわりには、過去にも感染症による差別事象が発生し人権問題となりました。特に、**ハンセン病の患者・回復者等**に対する差別やプライバシー侵害等は、長い間、多くの人々を苦しめてきました。

ハンセン病と隔離政策

ハンセン病は、らい菌という細菌によってひきおこされる慢性の感染症です。主に、末梢神経と皮膚が侵され、感覚異常、皮膚のただれ、視力障がい等の病的症状が現れます。しかし、ハンセン病の感染力はとても弱く、感染したとしても発病することは極めてまれです。このことは以前から国も認識していましたが、国はハンセン病対策として「完全隔離」を徹底しました。この長期間にわたる隔離施策などにより、患者は、家族や友人と離ればなれになり、帰る家がなくなった人が大勢います。

次に、ハンセン病の患者・回復者等に対する差別事件について紹介します。

昭和28(1953)年ハンセン病患者の子どもに対する差別事件

ハンセン病療養施設の入所者の子どもが、当初、小学校の分校に通学していました。その後、本校への通学が決まったことに対し、反対運動の後、当時の通学反対派の保護者等の子どもたちが一斉に欠席したため学校が休校になる事件が起こりました。

平成15(2003)年ハンセン病元患者に対する宿泊拒否事件

ハンセン病療養施設の入所者が宿泊予約をしていた温泉ホテルから、「他の宿泊客に迷惑がかかる」として宿泊を拒否された事件が起こりました。

誤った認識や偏見によるハンセン病患者・回復者等に対する差別やプライバシー侵害等は半世紀以上にわたる長い間続いてきました。

いま、わたしたちの社会に新型コロナウイルス感染症に対する誤った認識や偏見による差別はありませんか。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）がきっかけで実際に起きている、いろいろな差別

感染した人や家族への差別

（コロナ感染完治後）経過観察と薬処方で紹介状のある病院に行ったところ、「コロナの発生源になったら困るから来ないでくれ」と言われた。

タクシーに乗車拒否された。

自宅に石を投げられたり、壁に落書きをされた。

職場で露骨に人に避けられた。

SNSで名前をさらされた。

遺族への差別

「お前もコロナじゃないか。」と言われた。

帰省した人への差別

非難の手紙を郵便受けに投げ込まれた。

周囲の人から冷ややかな言葉があった。

職業差別（病院で働く人、長距離ドライバー）

病院受付パートと
かけもち仕事をやっている先から、
「ばい菌をまき散らすから来るな。」
と言われた。

病院で働くパートナー
（夫、妻）がいるから、
仕事を休むように言われた。

地域差別

保育園から
登園の自粛を求められた。

県外のナンバープレート
を付けていたら、
あおられたり落書きをされた。

感染警戒地域から
通勤しているが、
職場で仲間外れ
にされた。

小売店へのハラスメント

釣り銭を手渡しするな!
と怒鳴られた。

とても悲しいことですが、このような差別が実際に起こっています。

差別をする側に回らないためにも、私たちに必要なのは感染症への**「正しい知識」**と**「理解」**です。

そしてこんな時だからこそ、みんなで力を合わせて乗り切るためにどんな「行動」を取るのか、その「行動」を、私たちは選ぶことができます。

差別をなくすために
これからの私たちが出来ること。

知識 国や各自治体が発信する情報を確認し、新型コロナウイルスに関する正しい知識を身に付けましょう。

理解 新型コロナウイルスの性質と、感染拡大防止に関する理解を深めましょう。

行動 感染拡大防止のためには何が必要なのか、考え、動き、発信していきましょう。

コロナ自粛によって、配偶者や交際相手からの暴力や児童・高齢者虐待も増えていると言われています。

目に見えていなくても、実は身近なところで様々な差別や人権侵害は行われています。

恐れるべきはウイルスであり、人間ではありません。

「分からないから怖い」で終わりでなく、**「怖いから正しいことを知る」**ことが大切です。

「差別・人権侵害をする側」にも「無関心な立場」にもならないように、**「もしかして…」**と思った時が行動するチャンスです。

差別を無くすためにはどうすれば良いか一人ひとりが考えることから始めてみましょう。

主な人権課題

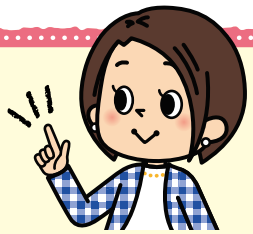

女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題（部落差別）、アイヌの人々、外国人、感染症患者等（HIV感染者・ハンセン病患者等）、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局によって拉致された被害者等、ホームレス、性的指向・性自認、人身取引、東日本大震災に起因する人権問題など

【法務省人権擁護局資料より】

もしかして人権侵害かも…と思ったら
私たちの街の人権擁護委員へ
まず相談してください。

人権擁護委員とは？

法務大臣から委嘱された民間の相談パートナーです。地域の皆さんからの人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害の被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

人権擁護委員は、地域に密着した活動を行っています。

人権の花運動、人権教室、全国中学生人権作文コンテスト、定例人権相談　など

人権の花運動

小学校3年生の児童と一緒にひまわりを育てることで、命の大切さや繋がりを学び、人権意識を培う運動です。

人権教室

小学生を対象とし、人権擁護委員が講師となり、人権問題について考え、相手を思いやる大切さを学びます。

人権擁護委員は、このような人権相談に応じています。

- いじめ、体罰を受けた
- 差別を受けた
- 暴行・虐待を受けた
- 名誉棄損、プライバシー侵害を受けた

相談窓口

面談による相談（予約不要）

人権擁護委員による定例人権相談

日時：毎月第1火曜日　午前10時～午後3時
会場：春日市役所2階市民相談室
担当：春日市人権男女共同参画課
TEL 092-584-1201

電話での相談

みんなの人権110番	子どもの人権110番	女性の人権ホットライン
TEL 0570-003-110	TEL 0120-007-110	TEL 0570-070-810

（通話無料）

インターネットでの相談

https://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html

人権啓発冊子
ひまわり
第29集
2020年（令和2年）12月

発行
春日市 市民部
人権男女共同参画課

春日市男女共同参画・消費生活センターじょなさん

〒816-0806 福岡県春日市光町1丁目73番地
TEL:092-584-1201　FAX:092-584-1181
メール:jyonasan@city.kasuga.fukuoka.jp

じょなさん

春日市ウェブサイトでも人権啓発冊子「ひまわり」を閲覧できます。 https://www.city.kasuga.fukuoka.jp/

みんなで春をつくろう